

委任 宅建 H13-06-1 《#582》

【問】 正誤をつけよ。

委任契約において、委任者又は受任者が死亡した場合、委任契約は終了する。

【答え】 正しい

《ポイント》 委任の終了事由

委任は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 委任者又は受任者の死亡
- 二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。（民法 653 条）

	死亡	破産手続 開始の決定	後見開始
委任者	終了	終了	終了しない
受任者	終了	終了	終了

※ 委任が終了した場合において、**急迫の事情**があるときは、受任者又はその相続人もしくは法定代理人は、委任者等が委任事務を処理することができなくなるに至るまで、**必要な処分**をしなければなりません